

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年一月一日から施行する。

### (特許法施行規則の改正に伴う経過措置)

第二条 平成十二年一月一日前に特許法第八十四条の四第一項の規定による翻訳文若しくは同法第八十条の五第一項の規定による書面の提出がされた同法第八十四条の三第一項の規定により特許出願とみなされた国際出願又は平成十二年一月一日前に同法第八十四条の二十第二項の規定による翻訳文の提出がされた同法第八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願に係る手続（平成十二年一月一日以後に請求された同法第二百一十一条第一項の審判が特許庁に係属している場合にするものを除く。）については、第一条の規定による改正前の特許法施行規則の規定（第三条及び第四十八条の二の規定を除く。）は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

第三条 平成十二年一月一日前に請求された特許法第二百一十一条第一項の審判の手続については、第一条の規定による改正前の特許法施行規則の規定（第三条及び第四十八条の二の規定を除く。）は、この省令の

施行後も、なおその効力を有する。

（実用新案法施行規則の改正に伴う経過措置）

第四条 平成十二年一月一日前に実用新案法第四十八条の四第一項の規定による翻訳文若しくは同法第四十条の五第一項の規定による書面の提出がされた同法第四十八条の三第一項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願又は平成十二年一月一日前に同法第四十八条の十六第二項の規定による翻訳文の提出がされた同法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願に係る手続については、第二条の規定による改正前の実用新案法施行規則の規定（同規則第二十三条において準用する特許法施行規則第三条及び第四十八条の二の規定を除く。）は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

（意匠法施行規則の改正に伴う経過措置）

第五条 平成十二年一月一日前にした意匠登録出願（平成十二年一月一日以後にされた意匠登録出願であつて、意匠法第十条の二第二項（同法第十三条第五項において準用する場合を含む。）若しくは同法第十七条の三第一項（同法第五十条第一項（同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。）において準

用する場合を含む。)の規定により平成十二年一月一日前にしたものとみなされるものを除く。)に係る  
手続(平成十二年一月一日以後に請求された同法第四十六条第一項又は第四十七条第一項の審判が特許庁  
に係属している場合にするものを除く。)については、第三条の規定による改正前の意匠法施行規則の規  
定(同規則第二十八条において準用する特許法施行規則第三条及び第四十八条の二の規定を除く。)は、  
この省令の施行後も、なおその効力を有する。

第六条 平成十二年一月一日前に請求された意匠法第四十六条第一項又は第四十七条第一項の審判の手續に  
ついては、第三条の規定による改正前の意匠法施行規則の規定(同規則第二十八条において準用する特許  
法施行規則第三条及び第四十八条の二の規定を除く。)は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。  
(商標法施行規則の改正に伴う経過措置)

第七条 平成十二年一月一日前にした商標登録出願若しくは防護標章登録出願(平成十二年一月一日以後に  
された商標登録出願又は防護標章登録出願であつて、商標法第九条第一項、第十条第二項(同法第十一条  
第五項、第十二条第三項、第六十五条第三項及び第六十八条第一項において準用する場合を含む。)  
又は  
同法第十七条の二第一項(同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。)  
及び同法第五十五条の

二第三項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定により平成十二年一月一日前にしたものとみなされるものを除く。）、平成十二年一月一日前にされた防護標章登録に基づき権利の存続期間の更新登録の出願又は平成十二年一月一日前にされた商標法附則第三条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による書換登録の申請に係る手続（平成十二年一月一日以後に請求された商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判が特許庁に係属している場合にするものを除く。）については、第四条の規定による改正前の商標法施行規則の規定（同規則第二十条において準用する特許法施行規則第三条及び第四十八条の二の規定を除く。）は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

第八条 平成十二年一月一日前に請求された商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は同

法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判の手續については、第四条の規定による改正前の商標法施行規則の規定（同規則第二十二条において準用する特許法施行規則第三条及び第四十八条の二の規定を除く。）は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の改正に伴う経過措置）

第九条 この省令の施行の日前に特許庁が受理した国際出願について、当該受理の日から一箇月以内に手数料を納付する場合における当該手数料の額については、改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第八十条第一号口の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（旧特例法施行規則の一部改正）

第十条 特許法等の一部を改正する省令（平成五年通商産業省令第七十五号。以下「平成五年改正省令」という。）附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成五年改正省令第九条による改正前の工業所有権に関する手續等の特例に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

（新旧対照表のとおり）